

環境と調和するまちづくり



第1節	人と自然が共生するまちをつくるために	66
第2節	快適な環境を保全するために	70
第3節	資源循環型社会構築のために	74



第 1 節

人と自然が共生する まちをつくるために



現 状 と 課 題

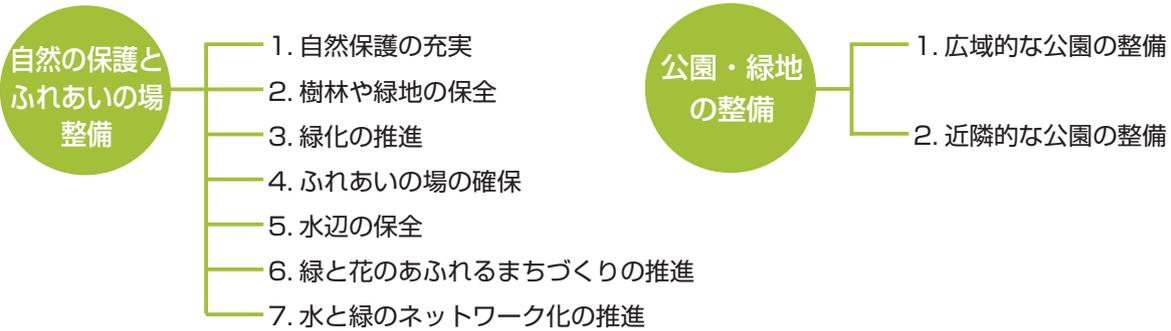
- 本町には多くの貴重な樹木や保全すべき緑地があり、数多くのため池も残されています。これらのかげがえのない貴重な自然環境は、やすらぎや潤いを与えるばかりでなく生物の多様性の確保や地球環境規模の環境問題への理解を図る上でも大切なものです。今後これら貴重な自然を保全するとともに親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出、再生していくことが求められます。
- 公園は、都市の中で自然を体感することができる共有空間です。公園にはやさしく語りかける緑やさわやかな空気の中で親子らのふれあいの場としての機能が存在しなければなりません。
- 本町の都市公園は、26 か所（地区公園※¹ 1 か所、近隣公園※² 4 か所、街区公園※³

11 か所、緩衝緑地 1 か所、都市緑地 9 か所）あり、これらの公園は毎年整備が進められており、住民の憩いの場として利用されています。また、地区公園である幸田中央公園の施設整備を進めています。

- 本町にはまだ総合公園が無く、整備要望が住民から多く出されています。今後の公園づくりは子どもから高齢者まで、気軽に、楽しく、憩える場として、あるいは多機能・多目的性を持った公園として整備を進める必要があります。
- また、周囲を山々に囲まれており、地形的に森林・ため池・河川敷などの豊富な緑や自然的景観に恵まれていることから、自然と遊べる公園・緑地の整備を促進するとともに、緑の基本計画に沿った整備を図る必要があります。



施策の体系



◆都市公園の現況

平成 17 年 1 月 1 日現在

区分	名称	面積 (ha)	所在地
地区公園	幸田中央公園	6.10	菱池地内
近隣公園	彦左公園	3.40	坂崎地内
〃	永野公園	5.80	永野地内
〃	幸田公園	2.90	芦谷地内
〃	幸田町とばね運動公園	3.00	荻地内
街区公園	里公園	0.95	深溝地内
〃	沢渡公園	0.25	〃
〃	里前公園	0.19	〃
〃	舟山公園	0.14	〃
〃	内池公園	0.17	菱池地内
〃	駅西公園	0.15	〃
〃	三ヶ根南公園	0.10	深溝地内
〃	仲田公園	0.21	芦谷地内
〃	郷前公園	0.10	横落地内
〃	山添ふれあい公園	0.14	大草地内
〃	沢田公園	0.12	菱池地内

資料：都市計画課

施策の目標

- うるおいとやすらぎのある緑豊かな都市空間の形成を図るため、かけがえのない貴重な緑や水辺などの自然環境を保全します。
- だれもが、身近で親しみやすくさまざまな目的で利用できる、地域に密着した公園・緑地の整備を進めます。



主要施策

自然の保護とふれあいの場整備

1. 自然保護の充実

- 緑の基本計画に基づき各種行政施策に、自然の保護と再生にかかる施策を導入します。
- 河川やため池の水辺空間を生かし、水辺環境の優れた都市景観の形成および緑のネットワーク化に努めます。

2. 樹林や緑地の保全

- 河川沿いの斜面緑地、一団のまとまりのある優良樹林地、農業振興地域の農地や森林などは、貴重な財産として保全に努めます。

3. 緑化の推進

- 植樹祭の開催など花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 工場や駐車場周辺の緑化、塀の生け垣化など、民有地の緑化を促進するための施策の充実を図ります。
- 緑化木配布、緑の羽根募金運動を通じて緑化意識の高揚を図ります。

4. ふれあいの場の確保

- 山林、河川、ため池が一体となって優れた自然環境を有している区域については、良好な水辺空間整備を図ります。
- 豊かな自然条件を生かした自然公園の整備を検討します。
- 市街地の中でも、身近に自然にふれあい親しめる空間の整備を図ります。

5. 水辺の保全

- 清らかな流れを回復するために、多自然型工法の採用や草刈りの実施を促進します。

6. 緑と花のあふれるまちづくりの推進

- 住民参加による緑と花のまちづくりを推進するため、公共公益施設等の緑化を進めるとともに、地域の特性に応じた地域緑化に取り組んでいけるような支援を行います。

7. 水と緑のネットワーク化の推進

- 水辺と緑の拠点を有機的に結び、年間を通じて香りある歩行空間の形成を図ります。

公園・緑地の整備

1. 広域的な公園の整備

- 総合的な運動公園の整備について、候補地の選定を含めさらに検討します。

2. 近隣的な公園の整備

- 地区公園
幸田中央公園の整備を進めます。
- 近隣公園
既存公園（彦左、幸田、永野）の施設の整備・充実を図ります。
- 街区公園
既存公園の整備・充実を引き続き進めるとともに、土地区画整理事業の施行などにあわせて、地区住民の憩いの場として街区公園の整備を進めます。
- 緑地
ア 土地利用計画に基づき乱開発の防止に努めるとともに、特に大きな開発の際には、緩衝緑地を設けるなど、貴重な緑地の保全に努めます。
イ 市街地内にある社寺林や屋敷林など、景観上保持すべき緑が長く将来にわたって保全されるよう協力を要請していきます。
- 農村公園
深溝地区にスポーツや自然散策が楽しめる公園の整備を進めます。



用語解説

- ※1 地区公園：おおむね 2km 四方に居住する人が利用する、面積 4ha を標準として配置される公園。
- ※2 近隣公園：おおむね 1km 四方に居住する人が利用する、面積 2ha を標準として配置される公園。
- ※3 街区公園：おおむね 500m 四方に居住する人が利用する、面積 0.25ha を標準として配置される公園。



第2節

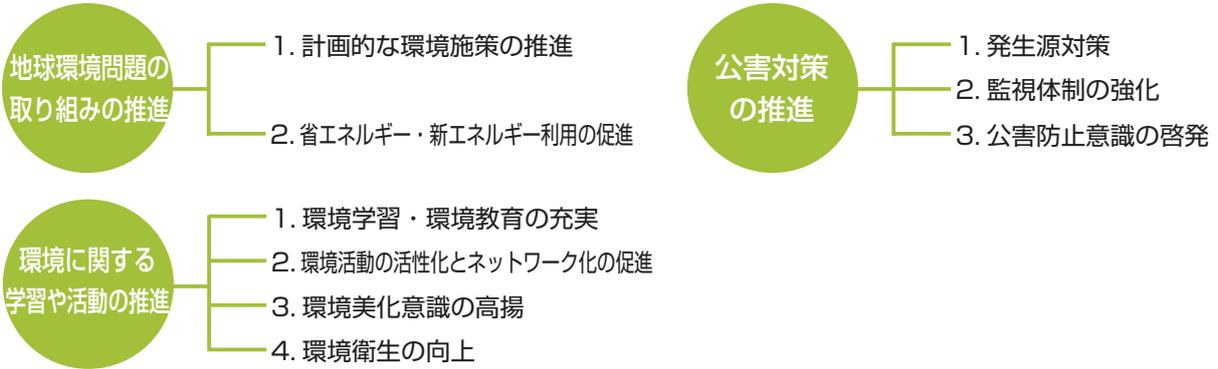
快適な環境を
保全するために

現状と課題

- 今日、深刻な環境問題は、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川などの水質汚濁、ダイオキシン^{※1}類や環境ホルモン^{※2}等の化学物質による汚染、廃棄物の処理問題等の都市生活公害から、地球温暖化やオゾン層の破壊^{※3}等の地球環境問題まで、日常生活や事業活動による環境への負荷によって生じています。
- 本町においては、生活排水を主とする水質汚濁については、河川の定期水質検査を継続すると共に公害防止・環境保全に関する協定の締結により未然防止に努めています。また、全町下水道化を図るべく、下水道事業の推進によって水質の改善が図られてきており、今後ともこれらの施策充実に努める必要があります。
- また、新たな地球環境問題への施策などを総合的かつ計画的に進めていくため、平成14年12月に「幸田町環境基本条例」を制定し、同条例に基づき平成15年3月には「幸田町環境基本計画」を策定しました。
- 今後は、健全でよりよい生活環境を創造し保全するため、住民一人ひとりが、自らの課題を認識し、地域での環境保全活動への取り組みを通じて、環境への負荷の少ない社会を構築することが重要な課題です。



施策の体系



◆河川の水質（生物化学的酸素要求量）検査結果

単位：mg/L

地点名	H12.7.11	H13.7.27	H14.7.30	H15.7.25	H16.8.20
柳川 竹下川合流点	8.9	6.9	9.9	2.2	5.9 柳川 高橋
相見川 熊谷橋上流堰	2.4	1.7	1.3	0.9	1.1 相見川 宮前橋
柳川 広田川合流点の上	4.7	4.3	5.3	2.5	— H16調査なし
広田川 新田橋	3.1	2.9	2.4	1.2	1.5
尾浜川 つどいの家前鉄橋	4.6	3.6	3.0	0.5	1.9
前田川 前田橋	4.5	3.6	3.1	2.7	1.7
赤川 広田川合流点の上	3.3	2.0	3.4	0.5	0.9
広田川 (旧) 広田橋	2.7	2.7	2.2	0.5	1.0
前野川 前野橋	1.4	0.9	0.6	2.4	0.8
中中川 足後川合流点の上	1.9	2.6	1.9	0.5	1.0 中中川 拾石川合流点
拾石川 下島橋下流堰	1.3	2.6	2.7	0.5	0.9 拾石川 江丁橋

資料：保健環境課

※生物化学的酸素要求量（BOD）とは河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多い。（環境基準：5mg/L以下）

施策の目標

- 環境基本計画に基づき公害の防止に努めるとともに、地球温暖化防止対策のために省エネルギーと新エネルギーの活用を推進します。
- 公害の未然防止と発生源対策を図り、良好な生活環境を維持するためのルールづくりに努めます。



主要施策

地球環境問題の取り組みの推進

1. 計画的な環境施策の推進

- 環境基本計画に基づく町民及び事業者が実践すべき環境に配慮した行動（環境配慮行動）をさらに周知するとともに町民、事業者、行政が一体となって総合的に取り組み、環境負荷の少ない持続的発展の可能な社会づくりを進めます。

2. 省エネルギー・新エネルギー利用の促進

- エネルギー消費の抑制意識を高揚し、省エネルギーを促進するとともに、新エネルギーの積極的な活用を推進します。
- 雨水の活用や雨水浸透ますの設置、普及などを進めます。

環境に関する学習や活動の推進

1. 環境学習・環境教育の充実

- 家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、環境について学ぶ機会の充実を図るとともに、適切でわかりやすい教材を整備するなど、環境保全に関する知識の普及、啓発を図ります。

2. 環境活動の活性化とネットワーク化の促進

- 町民や事業者及び民間団体、ボランティアなどが自発的に行う活動を促進するため、さまざまな情報の提供、指導、助言等の支援を行います。またこれらの活動団体相互の情報交換や広域的な活動を活発化するために、ネットワーク化を促進します。

3. 環境美化意識の高揚

- 広報や行事を通して、環境意識の啓発活動を推進し、クリーン運動をはじめとした地域活動による環境美化活動を支援します。

4. 環境衛生の向上

- 公共下水道の整備など汚水排水の適正処理により、河川への汚濁物質の流出を抑制する

とともに、害虫の発生防止を図ります。また、ペットの飼い主のモラル向上を図ります。

公害対策の推進

1. 発生源対策

- 公害発生の恐れのある施設については、事前協議と指導を強化します。
- 公害防止・環境保全に関する協定の締結内容の遵守や立入検査を強化します。
- 騒音、振動、悪臭などについては、発生源となる事業者に、施設の改善や衛生管理などの指導を行うとともに、適地への移転誘導について検討します。
- 交通公害として大気汚染や地球温暖化の原因となる窒素酸化物などの削減に向けて、低公害車の普及促進のための取組みを図ります。

2. 監視体制の強化

- 河川の水質汚濁状況を定期的に調査するとともに、追跡調査や結果の公表を行います。
- 公害の発生を未然に防止するため、工場、事業所等への立入調査体制など充実を図ります。
- 大気汚染の測定調査を県管理測定局の幸田小学校のほか、町単独測定箇所でも今後も引き続き実施し、大気の状態把握に努めます。

3. 公害防止意識の啓発

- カラオケ、クーラー騒音などの生活型公害、浄化槽管理の不適正による水質汚濁など、自ら公害の発生源とならないように、公害に対する正しい知識の普及に努めます。



用語解説

- ※1 **ダイオキシン**▶ポリクロロジベンゾジオキシン(PCDD)の俗称。毒性が強く分解されにくい化合物で、皮膚・内臓障害を起こし、催奇形性・発ガン性があるため、環境汚染物質として排出量の削減が求められている。
- ※2 **環境ホルモン**▶有機塩素化合物やプラスチック分解物など、ホルモンに類似した作用を持つ合成化学物質。生分解されないので環境への残留や生物濃縮を起こし、動物や人間の生殖機能や代謝機能を攪乱する。
- ※3 **オゾン層破壊**▶太陽の有害な紫外線から地上の生物を保護しているオゾン層が、フロン類の大気への大量放出が原因で急速に破壊されつつあるという現象。



第3節

資源循環型社会 構築のために

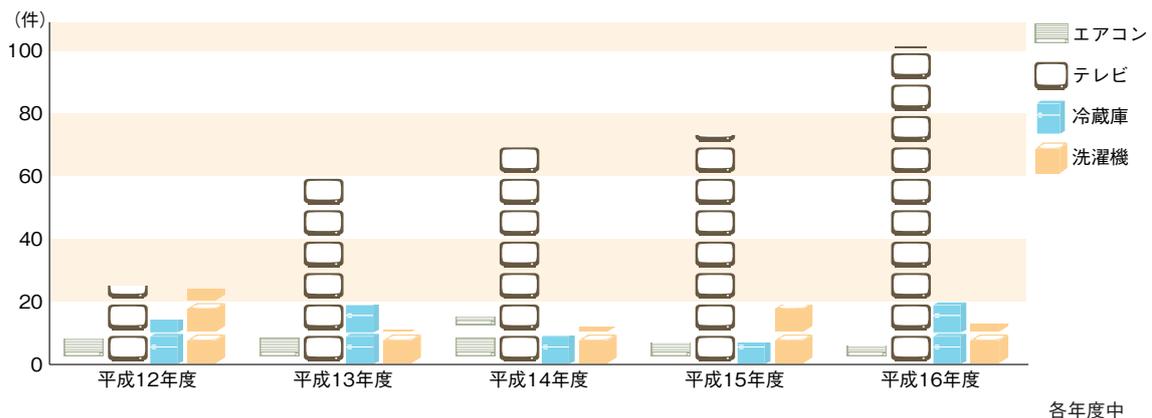


現状と課題

- 生活様式の変化により、排出されるごみの量は年々増加し、その質も多様化している状況です。
- 本町のごみ収集について、燃やすごみは週2回、資源物は週1回、粗大ごみは月1回（1週間）収集しています。これらのごみは委託業者によって収集され、燃やすごみは岡崎市クリーンセンターで焼却処理されています。資源物は、町の不燃物処理場および民間施設で中間処理のもと資源化を行い、資源化できないものは県外の民間処理施設において埋立てを行っています。

- このような状況のもとで、資源循環型社会^{※1}を構築するには、処理施設や再利用を目的とする施設の整備などが望まれており、最終処分を限りなくゼロに近づけるゼロ・エミッション^{※2}の実現を目指すため、ごみの発生を抑制し、積極的な再資源化を進める取り組みが急務となっています。
- また、心ない者によって不法投棄が増加しており、特に家電リサイクル法施行以降、対象品目であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機についても、町内各所での不法投棄が見受けられるようになっています。

◆不法投棄処置件数



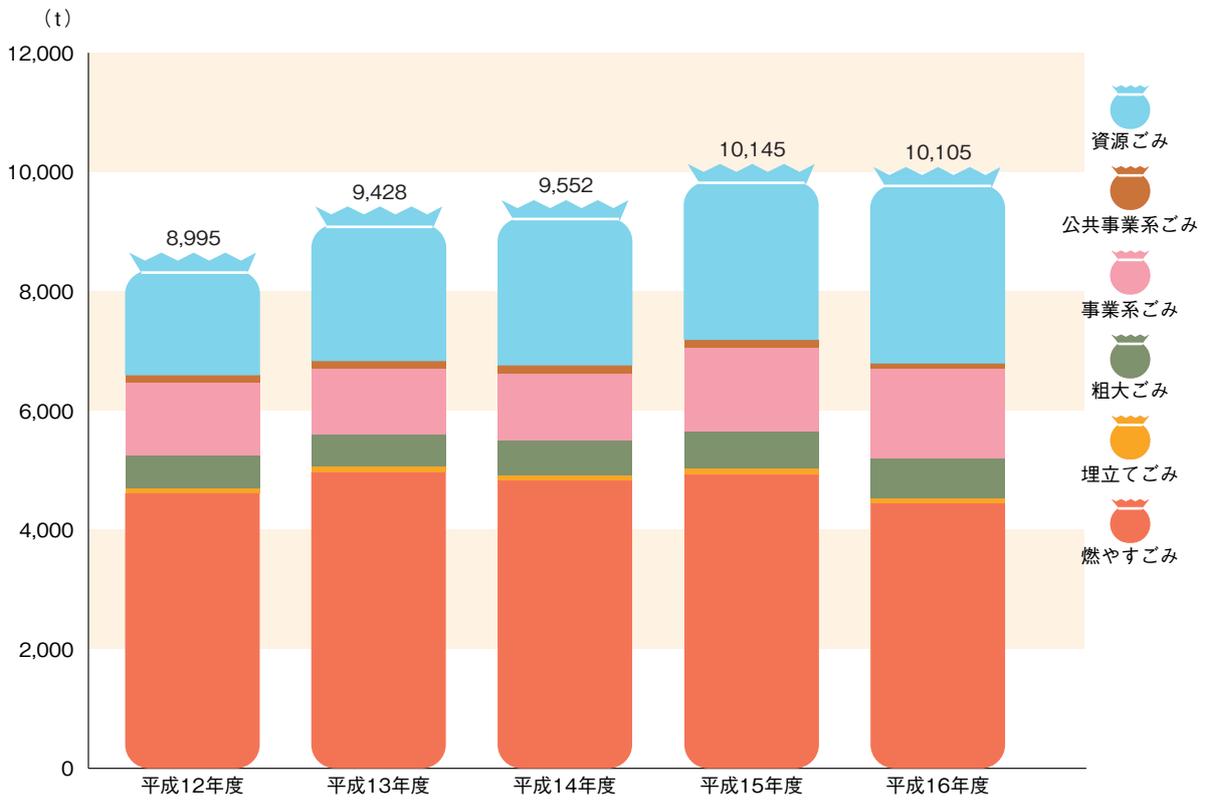
年度	家電4品目計	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
平成12年度	71	8	25	14	24
平成13年度	101	11	60	19	11
平成14年度	105	15	69	9	12
平成15年度	106	7	73	7	19
平成16年度	140	6	101	20	13

資料：保健環境課

施策の体系



◆ごみ収集処理状況



各年度中 (単位：t)

年度	総発生量	燃やすごみ	埋立てごみ	粗大ごみ	事業系ごみ	公共事業系ごみ	資源ごみ
平成12年度	8,995	4,613	83	540	1,221	134	2,404
平成13年度	9,428	4,964	89	541	1,097	139	2,598
平成14年度	9,552	4,827	85	576	1,133	136	2,795
平成15年度	10,145	4,928	86	635	1,400	136	2,960
平成16年度	10,105	4,445	82	658	1,520	103	3,297

資料：保健環境課



施策の目標

- ごみ処理に対する住民の一層の理解と協力により、減量・再資源を推進するための中間処理施設の整備を進めるとともに、最終処分場の建設を図ります。また、事業系の

ごみについては、事業者の自己処理責任のもと適正処理を促進します。

- モラルの向上と監視体制の整備をはかり、不法投棄のない社会に努めます。

主要施策

ごみ処理体制の充実

1. 資源・再利用化の推進

- ごみの中には資源・再利用できるものが多く含まれているので、住民の協力を得ながら分別収集を推進し、資源・再利用化を図ります。
- 各種団体で行われている資源回収は、再資源化の有効な手段であり、今後も奨励を図ります。
- 新技術を使った生ごみの堆肥化装置などの調査検討を継続します。

2. ごみ減量の啓発運動

- 年々増大、多様化するごみの推移と現況を認識し、ごみの減量化などを進めるため、PR活動を通じ住民意識の啓発を図ります。

- 排出ごみ軽減のため、過剰包装の排除運動の展開や生ごみ処理容器等の普及に努めるなど、関係団体の協力を得ながらごみ減量化の推進を図ります。

3. ごみ処理施設の建設

- 一般廃棄物の最終処分場を早急に整備します。
- 廃棄物の減量化、再資源化を推進するため、リサイクルプラザ^{※3}及びバイオガス^{※4}施設の設置を検討します。

4. 不法投棄の防止

- 不法投棄の防止を図るため、意識啓発や土地所有者への指導、クリーンパトロールの実施等を行います。

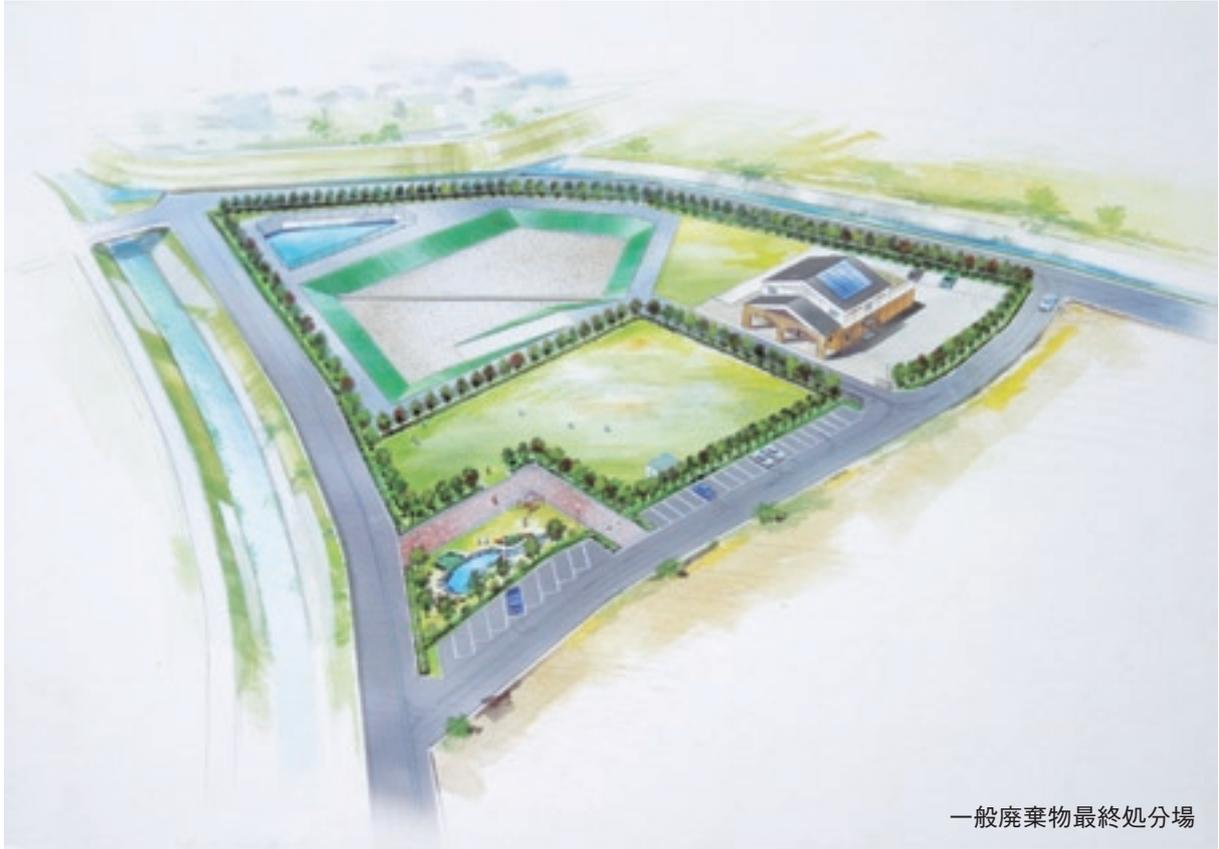
用語解説

※1 資源循環型社会 有限な地球環境を意識して資源やエネルギーをできるだけ節約し、ものを徹底的に再資源化し廃棄物を出さない社会。

※2 ゼロ・エミッション 産業界における生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団を構築しようとする国際連合大学が提唱している構想。

※3 リサイクルプラザ 分別収集されたあき缶、あきびんを種別や色ごとに選別し、再資源化をはかる施設や環境についての交流学习を深める施設。

※4 バイオガス 家畜の糞尿や生ごみ等のバイオマス（有機物）を密閉したタンクの中で高温発酵させて得るエネルギー。



一般廃棄物最終処分場

